

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規品目】

(7) 食事と一緒に十六茶W (ダブル) 350 (アサヒ飲料株式会社)

○大野座長 きょうの新規品目について御審議をお願いいたしたいと思います。新規品目は「食事と一緒に十六茶W (ダブル)」、アサヒ飲料株式会社からの申請でございます。それについて御審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、説明をさせていただきます。

審査申請書概要版という灰色のファイルをおめくりください。アのタグのところになります。

2 ページ目から御説明させていただきます。商品名は「食事と一緒に十六茶W (ダブル) 350」、申請者はアサヒ飲料株式会社でございます。

4 ページ目、7 番の許可を受けようとする表示の内容でございます。このところを読み上げさせていただきます。「本品は、食物繊維（難消化性デキストリン）のはたらきにより、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで、血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食事の糖の吸収をおだやかにすることで血糖値の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます」となっております。

6 ページをご覧ください。10 番の栄養成分量及び熱量というところでございます。今回の品目につきましては、関与成分は「難消化性デキストリン」となっております。また、一日摂取目安量当たりの関与成分量としましては、「食物繊維として 5 g」となっております。

次におめくりいただきまして、11 番の一日当たりの摂取目安量でございます。ここについては「1 日 1 回 1 本を目安にお食事の際にお飲みください」となっております。また、その下、摂取をする上での注意事項のところですけれども、「本品を多く摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。治療中の方は医師に御相談の上お召し上がりください。飲みすぎ、あるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります」となっております。

食品形態については、茶系飲料ということでございます。

また、戻りまして審査申請書概要版のタイトルのところから 2 枚おめくりいただきまして、そうすると別紙 1 の比較表というものがございます。アのタグの前の前のページになります。この比較表で簡単に御説明させていただきます。

本申請品は、既に許可されております食事と一緒に十六茶W と一日摂取目安量が異なっている品目でございます。ただ、一日摂取目安量当たりの関与成分の摂取目安量ですとか、原材料については既許可品と比べて変更はございません。従いまして、有効性及び安全性につきましては、既許可品の食事と一緒に十六茶W と同じエビデンスを使っているというものでございます。

なお、誤記の修正ですけれども、アのタグの 16 ページを開いていただきたいと思います。16 ページの (4) の I でございますが、4 行目のところに 1 点誤記がございまして、そのままの文章を読

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

み上げさせていただきます。4行目のところですが、その結果、当該食品摂取後60分、90分において、の血糖値は」となっておりますけれども、ここの「90分において」の後の「、」は不要でございましたので、「60分、90分における血糖値は」と修正させていただきたいと思っております。

資料に関しましては、また申請者から資料の修正をさせたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野座長 ありがとうございます。

先生方からコメントが出ていると思うのですが、それについて事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 次に、委員からのコメントにつきまして資料1から説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

資料1の2ページ目になると思っております。下のほうでございます。食事と一緒に十六茶W(ダブル)350。

1) 申請品と既許可品を比較した表(別紙1)では、関与成分であるEファイバー以外の成分濃度は両者同一である。したがって、摂取目安量が250mlから350mlへと4割増加したことから、熱量やたんぱく質含量、ナトリウム摂取量についてEファイバーに含まれているもの以外に近似するものが増加しているはずであるが、そのようには見えない。この理由について説明してほしい。

次のページへ行きまして、2)産婦人学会誌(53巻9号、産科領域における漢方薬の使用)によれば、ハトムギは妊婦で禁忌とされているが、本品ではそのような制限を行わなくてもよいのか。

3) 引用文献について、要旨のみで添付されていない。重要な論文については添付してほしい。

4) のi) 別紙1、熱量は7~14kcalと大きな幅があるか、妥当か。

ii) ナトリウム含量が0~1.14gと幅がある理由が理解できない。また、既承認品と比べ最高値が7倍も多くなっている理由は。

5) P15、作用機序のiの2行目、「異性化糖など他の糖類では有意な変化は認められなかった」とのことであるが、もともと異性化糖を投与しても血糖値は上がらないと思われる。

6) P16(4)の1の4行目、「90分において、の血糖値は」の意味が不明。

7) P17のin vivoの説明の「難消化性デキストリン」の組成を明らかにしてほしい。

8) P18の1行目の意味が不明。

9) 用語は文部科学省や科学分野で一般に使用されているものを使用してほしい。(例としてフラクトース→フルクトース)。また、一般的でないものについては正確な解説をつけてほしい。(例としてトレランg75)。

10) P22②の2~3行目、意味が不明である。

11) 論文1-6、2-11、試験飲料の摂取用量が明確に示されていない。また、血糖値が上がりにくいヒトでは試験飲料の血糖値上昇抑制効果が認められていないことについても、要旨に記載すべき。

12) 論文1-18、2-14の表6、14週でTG、RLPコレステロールが大きく増加しているが、それについてどのように考えるのか。また、ビタミンEとDが14週で測定されていないが、その理由。表8でもビタミンEとDが測定されていない。

13) 論文2-15のP3、「HbA1cは過去1~3カ月間の血糖値を反映することから、試験飲料摂取の影響

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

響ではないと考えられた」としているが、1か月以内の血糖値はHbA1c量に影響しないということではないので、この考察は変更されたい。

最後のページになりまして、送られてきた資料のヒト試験の有効性、安全性のデータは読みました。既許可と同等であると思いますが、以下の点が気になりました。

文献1-18、長期摂取安全性試験においては、試験飲料群で最も重要な指摘であるTG、RLPコレステロールともに有意に上昇している。

文献1-6、既に許可されているのですが、P88の図で血糖値に有意な差が認められるが、この程度の差は臨床的に意味のある差と言えるのでしょうか。

文献1-15は、難溶性デキストリンの血糖値及び中性脂肪の抑制作用が同時に摂取する栄養素の量により異なることが文献要約のセクションで繰り返し述べられていますが、要約のみで文献が手元にないので当日チェックしたいと思います。

コメント等は以上でございます。

○大野座長 ありがとうございます。

それでは、私から出したコメントについて若干説明させてください。

先ほど御説明いただいた資料1の2枚目のところです。下の1)で申請品目と既存品と比べたときの値が変な感じがしたのです。この表現は誤解だったかなと思うのですが、今、見直すと例えば配合量100kg当たりのハトムギの量とか大麦の量とかそういうものが書いていますが、違なのはEファイバーは2,400~1,720と減少しているということですが、ほかのハトムギとか大麦とかそういうものは同じようなのです。だから容量は4割増加しているけれども、濃度としては同じ。容量が増加した分、関与成分の濃度は減らしているけれども、ほかの関与成分以外のものはみんな同じ濃度であるということです。結果として1日に摂取する量はふえているはず。そうするとハトムギとか大麦とかそういうものにはでんぷんとかが含まれているはずなので、栄養成分、カロリーとかそういうものもふえてもいいはずだと思ったのです。それが増えていないのでおかしいのではないかというのは最初のコメントです。

それから、2番のハトムギが妊婦で禁忌というのがインターネットで調べていたら出てきたので、それについて何も議論なしに通すのはまずいかなと思ったのです。多分ハトムギそのものもかなり大量に投与するとよくないと、日本産婦人科学会でそういう判断をしているのだと思うのですが、ここに含まれている程度のハトムギだったら問題ないということだと思いますが、それについて一応申請者に考えを示していただかないと、またこの場で確認していただかないとまずいかなと思いました。

引用文献については要旨のみで添付されていないということで、重要な論文については添付してほしいということをお願いしましたが、これは既許可品とほとんど同じ内容で、用量をふやただけということですので、そういう場合には要旨のみで、もともと論文は添付しないのが普通だということを事務局から伺いました。ただ、森川先生からの御意見にもございましたけれども、文献の中で気になる場所もございますので、重要なところは添付してもらおうか、コメントが出たときにまた見ていただくことにしたらいいのではないかと思います。

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

4) の別紙1は先ほど申しましたことと関係するのですけれども、熱量とかそういうものが合わないということ、幅が以前の製品よりも大きくなっているのです、おかしいなと思ったのです。以前の製品でそういった形の製品管理ができなくて、それで申請品では幅を広げたのかとか、そういう風にうがって考えたりもしたのです。そういうことで理由を聞きたいというコメントです。

5) は異性化糖などで他の糖類では有意な変化は認められなかったというコメントがあるのですけれども、もともと今回のような異性化糖を投与しても血糖値は上がらないはずなのに、そういった考察をするのは何か変だなというようなところですよ。

6) については、先ほど事務局からミスタイプということで御説明がございました。

7) の難消化性デキストリンということがin vivoの説明の中に入っているのですけれども、難消化性デキストリンでもどのくらいの消化できる部分があるのかということによって判断が違ってきてしまうので、そのことをはっきりしていただきたいということです。

18ページの1行目というのは、パインファイバーCを6g及び3gと同等に摂取した群であるというのは意味がわからなかったのですけれども、多分パインファイバーCを6g及び3gをショ糖と同時に摂取した群はということだと思っておりますが、一応、意味不明ということで指摘させていただいて、申請者に修正させていただきたいと思っております。

9番は用語のことで変な表現、一般的でない表現が食品の分野で広がってしまうと困るので、一般的な名称に合わせてほしいということ。

トレラン g75というものを挙げましたけれども、これは私なんかは何だかさっぱりわからないので、解説をつけてほしいということ。

10) についても、22ページの説明がわからなかったのです。22ページの第2パラグラフの②の試験食品というところがありますけれども、ブレンド茶飲料（食事と一緒に十六茶、食事と一緒に十六茶Wと同じ配合）というのは意味がわからなかったのです、それを説明してほしいということです。

11) については、試験飲料の摂取量が明確に示されていないのです。論文を書くときのミスだと思うのですけれども、濃度等は書いてあるのですが、何百cc中にこれだけ含まれているというのは書いてあるのですけれども、何百ccを摂取したかどうかということは書いていないのです。それを明確にしてほしいということと、血糖値を被験者全体で比較しているデータと、血糖値が上がりやすい人と上がりにくい人で分けて計算した結果と、その3種類のデータが載っているのですけれども、血糖値が上がりにくい人では試験飲料の血糖値上昇抑制効果が認められていないという結果が出ているので、それを表示に書けとまで言うのは難しいかなと思うのですけれども、要旨には書いてほしいなと思ったところです。

12) のところの論文18と2-14の表6のTG、RLP-Cが増加していることについてのコメントは、どのように考えるかです。これは森川先生に同じ意見が出ていたと思っておりますけれども、気になりました。考え方を申請者に示していただいて、皆さんに御検討いただいたほうがいいのではないかと思いますところですよ。

ビタミンEとDが16週で測定されていないので、なぜそれだけ測定していなかったのかというのが気になりました。

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

13も言葉尻の問題なのですが、論文2-15の3ページ目でHbA1cが過去1～3カ月間の血糖値を反映することから、試験飲料摂取の影響ではないと考えられたという考察があるのですけれども、これだけ読むと過去1カ月以内の血糖値の変化はHbA1c濃度に反映しないように読めてしまうのです。そのように考えると間違いですので、それは修正していただきたいと思ったところです。

森川先生のコメントを説明していただけますでしょうか。

○森川委員 1つは今、大野先生の一番最初コメントと同じです。長期試験ですけれども、一番重要な評価項目のTGとRLPがともに逆に増加しているのです。あとは文献1-6の88のところですが、層別しない前のものでもこれぐらいの有意差でも本当に臨床的に意味があるのかなと思えました。文献15は今、配られたので見てみないとわかりませんが、ここではかなり摂取するものが違うと効果が違いますよということがたびたび論じられています。そこら辺はどう反映するのか。ダブルとは言っていますけれども、それが気になりました。

○大野座長 ありがとうございます。

文献1-6のP88の図というのは、先生がおっしゃったのは被験者の全例のデータですかね。

○森川委員 有意差が出ています。

○大野座長 いかがでしょうか。血糖値が上がりやすい群だけだと結構出ているなど思ったのですが、その辺の考え方の問題ですが。

○森川委員 気になったということです。すでに許可されていますから、これでよいのだとは思いますが。

○大野座長 そういう御判断でございますけれども、先生方いかがでしょうか。私が出したコメントと森川先生が出したコメントと、あわせて御意見を伺いたいということと、それ以外にコメントがあるかどうか伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。脇先生、どうぞ。

○脇委員 簡単などころから。

大野先生が御指摘の11)の論文1-6の試験飲料の摂取量のことですけれども、これは一番最初の英文のサマリーのところには250mlと記載がございます。日本語の論文中は250と頭から決めているのか記載がなくて、表などには全部250ml当たりの成分を書いています。そういうことでサマリーの中にはあるということに気がつきましたのでお知らせしておきます。

○大野座長 ありがとうございます。

書く上でのミスかなと思うのですけれども、それは指摘だけでよろしいかなと思います。

山岡先生、お願いします。

○山岡委員 大野先生御指摘の1)に関して、私もよくわからなかったもので、このところは説明していただくようにしたほうがいいと思います。

あとは、高い群と低い群で比べているのですが、これに関しては実際に行ったときの全例を基本にサンプルサイズを設計していますので、これは前にもお話ししましたが、高い群と低い群を2つに分けたときに、それに関して統計的に余り強いことは言えないということは、少し考えておいたほうがいいと思います。

○大野座長 ありがとうございます。

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

初めからそれで分けても十分な量の被験者数があればいいということですね。

○山岡委員 いいけれども、この場合はぎりぎりで行っていると思いますので。

○大野座長 ありがとうございます。

コメントとしてはいかがですか。

○山岡委員 結果としてこういうことがあるということぐらひは述べても構わないと思いますが、ただ、それを根拠にして高い群では有効であるとか、低い群では有効でないとか、そのような表現はやめたほうがいいと思います。

○大野座長 ありがとうございます。

そうすると、私のコメントでは血糖値上昇抑制効果は認められないことについても要旨に記載すべきというようなことを書いたのですけれども、これは。

○山岡委員 認める認めないに関しては、余り言えないかなと思います。

○大野座長 かえってこれが要旨に書く場合、認めたということになってしまう可能性がある。このコメントを出すとそのように認めるとなってしまう。だからこれは削除したほうがいいですかね。

○山岡委員 そうですね。

○大野座長 ありがとうございます。では、削除ということでお願いいたします。

脇先生、お願いします。

○脇委員 1)の成分のことですけれども、概要版の3ページ目についています比較表ですが、一番いろいろ書いてある100kg当たりの数字の単位は多分gですね。そうしますと同量ですけれども、例えばフルにハトムギが1g4kcalあるともし仮定しても非常に微細な量の違いになると思いますので、下の熱量も概要しか出せないぐらひで、測定感度の問題などでこのような表現になっているのかなと思ったのですけれども。これ以上、書きようがないのかなと思ったのです。

○大野座長 このぐらひの濃度だと、このぐらひばらついてしまうということですか。

○脇委員 測定感度以下みたいな。精度と感度の割合でこんな感じなのでしょうか。

○大野座長 その辺は佐藤先生に確認したいと思います。分析の専門家ですので、いかがでしょうか。

○佐藤委員 今、見ているのですけれども、先生方おっしゃったように分析の誤差なのかなと思うのです。

○大野座長 その辺も踏まえて申請者から意見を伺うということでいかかでしょうか。測定の感度の問題とか、測定の誤差はこのぐらひあってやむを得ないんだとか、そういうものをいただいてから判断するというところでよろしいですか。ありがとうございます。

川島先生、お願いします。

○川島委員 今のところの比較ですけれども、既許可品は食物繊維が5.4gとワンポイント表示ですが、今回の分は5.1~5.8という幅があります。どうしてそのような表示になるのかわからなかったのですが、いろいろなものが含まれているのでその幅が出てきているとは思いますが。でしたら既許可品もその幅で示されていなければと思い、その違いを御説明していただければと思います。

○大野座長 ありがとうございます。

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

梅垣先生、お願いします。

○梅垣委員 消費者庁から説明されたほうが良いと思うのですが、表示の制度が多分幅でいいとかなったのではないかと思います。

○消費者庁食品表示企画課 栄養成分表示のところに関しましてはルールがございまして、幅表示を行うことも可能としているところもあって、ここは事業者の観点で書いていただいているということになります。ただ、分析値と実際に書かれる栄養成分の数値に大きな乖離があってはいけないので、そこは食品表示基準で、ある程度ルールが定められているところでございます。

○大野座長 ありがとうございます。

私も以前、関与成分が例えば5gと書いてあるのに、実際は5.何gとか余計に入っているのはおかしいなと思ったのですが、食品の表示上はそれは許されるということだったので納得したのですが、川島先生、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 4)のiiなのですが、ナトリウム量が7倍となっているということなのですが、当該食品は食品相当量で既許可品がナトリウムのようなので、単純な比較はできないのではないかと思います。既許可品の20mgは食品相当量ですと0.05gですので、ふえてはいるのです。3倍くらいだと思って、7倍ではないと思います。

○大野座長 そういうことですか。私も食塩相当量g(ナトリウムmg)と、全部ナトリウムであらわした数字だと思ったのですが、違う意味ということですね。

○消費者委員会事務局 はい。

○大野座長 わかりました。わかるようにきちんと書いてほしいですね。3倍ぐらいだとすると、用量が4割ふえているということで若干ふえてもおかしくない。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。脇先生、お願いします。

○脇委員 大野先生御指摘の13)のHbA1c等のことですが、これは2週間の過剰摂取試験をされた結果だと思うのですが、2-15の3ページ目の表現だと思いますが、表1を見ますと体重が若干2kgぐらいふえています。57.4から59.4で、この試験自体、次のページの表2に血糖関連の指標が前後で示されておりますが、血糖値は89.8から90.3と有意な変化はありませんが、インスリン値は3.7から5へ、グリコアルブミンも15から15.2、フルクトサミンは変わりませんが、HbA1cは4.60から4.71と皆上がっています。体重がふえたということで耐糖能は少し悪くなっている可能性はあるかと思えます。HbA1cだけをこのように過去の指標だから大丈夫ということは、ほかの指標、例えばグリコアルブミン約2週間前後の血糖の反映と考えてもいいかと思えますが、これも上がっているということですので、考察としては大野先生の御指摘のように不十分ではないかと思えます。

○大野座長 これについては、その分も含めて考察してほしいとコメントを出したほうがよろしいでしょうか。

○脇委員 ただ、これはこういう論文ができていますね。だからこれは前の既許可品でも出ているペーパーでしょうか。

○大野座長 多分、前のときにも出ていた結果かなと思うのですが、そうですね。

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

○消費者庁食品表示企画課 同じものになります。

○大野座長 前にも問題になってコメントを出して、それで了承したのか、それともそのまま受け入れたのかわかりませんが、いかがでしょう。今、脇先生が言われたように体重増加の影響かもしれないという御判断ですが、それで全部よければいいのですけれども、場合によってはそれを申請者にそういう考えを示してもらおうということがよろしいのかとか、こちらでそのように判断して、それでいいでしょうとやるか、どうしましょうか。

○脇委員 前回スルーしてあるので、今回もしようがないかなと思います。太れているということは栄養的に考えると悪いことではない。ここでは安全性の評価ということなので、下痢とか消化不良を起こすことなどから見ると逆の体重増加についてなので、被験者の食事の管理などが全部きちんとできていたかどうか未確認ですから、これを直ちに悪影響とか安全上の問題ととるのは難しい。これだけでは難しい。

○大野座長 わかりました。

それでは、私の出した意見はどうですか。この考察は変更しろというのは。この文章だけ読むと測定前の1カ月の血糖値はHbA1cに全然影響しないと読めてしまうのですけれども。

○脇委員 それを使った考察はどこにあるのですか。

○大野座長 私が問題にしたのは、単に文章上の表現だけなのです。

○脇委員 ただ、今度の3の2-15を使ったところはどこなのでしょう。28ページになりますか。このところにももう少し考察を加えてもらえればいいかもしれません。

○大野座長 28ページの資料2-15に対するサマリーをもう少し丁寧に。

○脇委員 全く臨床上、問題となる変化は認められずと書いてありますけれども、実際には有意差がついているポイントがあるということで。

○大野座長 では、そこをもう少し丁寧に書いてほしいということでもよろしいですかね。理由としては血糖値が上がっている。ありがとうございました。

事務局、おわかりになりましたでしょうか。

○消費者委員会事務局 はい。

○大野座長 そのほかいかがでしょう。

それでは、今いただいた御意見に基づいてアサヒ飲料についての指摘事項、森川先生と私から出たもの、それから、脇先生から出たもの。

志村先生、お願いします。

○志村座長代理 たびたびキャッチコピーのことで大変申しわけないのですが、こちらは食後の中性脂肪というところに「食後」が小さい字で書かれています。血糖値の方には「食後」ということが書かれていなくて、これが気になる方というキャッチコピーになっています。この申請品というのは単回投与の影響に基づいて許可表示を得ようとしているということですね。だから摂取目安量としては1日1回でということになっているかと思います。そうであれば、食後の中性脂肪が気になる方に有効であるというキャッチコピーはよいと思いますが、血糖値のほうは食後のというのがよく伝わらないということで、この辺はもう少し正確に書いていただいたほうがよろしいのでは

ないかというぐあいに思いました。

○大野座長 ありがとうございます。

それについては、以前にもダブルクレームについていろいろ議論をいただいて、表示とか許可表示の内容をまとめていただきましたね。それと合わせたほうがよろしいのではないかと思ったのですが、その辺のところの比較ではいかがですか。許可表示の内容と、ここの製品への表示の問題です。例えばここに1本で2つの働きとありますね。前はまずいのではないかという話だったと思うのですが。

○志村座長代理 そうだったかと思えます。

○大野座長 確認していただいて、前と矛盾してはいけません。

○志村座長代理 今、申し上げたのは、中性脂肪にしる血糖値にしる、1回、単回投与の効果を言っているのであるから、こちらをもう少しはっきりとわかりやすく書いていただくのがよろしいかなど。食後のというのがとても小さな字で書かれているけれども、食後の中性脂肪の上昇ですね。これが気になる。それから、食後の血糖値が気になる方という、それ以外のところは多分試験では調べていなかったのかなというぐあいに思えます。

○大野座長 ありがとうございます。

事務局のほうで、それでよろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 キャッチコピーの件に関しては、先ほどの品目と同じで最後の指摘事項を出すか出さないかは部会の御意見を聞いてさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。ダブルクレームについて指摘事項を部会のほうでも過去出していまして、それと合わせるという意味でも皆様の御意見を部会に報告した上で御議論いただいて、最後に消費者委員会として結論を出すほうがよろしいかと思えますけれども。

○大野座長 ダブルクレームの表現の仕方については、同じ脂肪と血糖値の問題について以前に議論をして、部会でも認めていただいた表現がありますね。それと同じようにしてくださいというのは今でも出せるのではないかと思えます。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。少し調べます。

○大野座長 お願いいたします。

森川先生、どうぞ。

○森川委員 1つよろしいですか。88ページの被験者全体への35のときの値といいますか、臨床的にこれぐらいの差は意味があるのでしょうか。よく聞こえなかったのですが。資料1-6、2-11ですが、どのように読まれるのでしょうか。88ページのデータです。

○大野座長 いかがですか。

○脇委員 なくはないですね。

○森川委員 有意ではありますけれども。

○脇委員 そうですね。たまたま。

○森川委員 有意はいいのですけれども、要するにこれぐらいの差の臨床的な判断は。

○脇委員 常に毎食これだと、それなりに少しはいいかもしれないですけれども、多分これピーク

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

値が160と170、10ぐらいの差ですね。

○森川委員 真ん中の上がりやすい人に関しては。

○脇委員 ピークの30分値が170対160ぐらいでしょうか。グラフからはそのように読み取れるのですけれども、10違ってどれぐらい意味があるか難しいですけれども、 $\alpha$ -GIという糖尿病の治療薬で大体20~30使うのです。それでHbA1cが0.3~0.5%ぐらい変わってきて、長期的には血圧などにも影響があるかもしれないと言われています。ですから10と、20から30の違いで、少しでも低い方がいいだろうなとは思いますが、ただ、1日で1回ですね。そうすると結構血糖が上がりやすい負荷をかけての食後のデータなので、実際どうかというのは何とも言えないです。

○大野座長 これは難消化性デキストリンについて、こういう作用があるということは今までずっと認めてきたところです。多分、同じようなデータだったと思うのですが、ただ、薬ほど出たら困るので、薬よりは少ない。全例で平均してしまうと、それで比較すると差は少ないけれども、上がりやすい人ではもう少し作用が強く出ているというところで私はいいのかなと思ったのですが、よろしいですか。

○森川委員 結構です。一応、御意見をお聞きしたいなと思って。

○大野座長 先生方よろしいでしょうか。

佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 表示でつまらないところなのですが、縦に書いてあるカフェインゼロの隣のところに、食後の糖の吸収と脂肪吸収を穏やかにするという文章が書いてあるのですが、4ページの許可を受けようとする表示の内容だと、脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで血中中性脂肪の上昇を穏やかにするという、これをこのように省略して書いても特に問題ないでしょうか。あと、糖の吸収で「の」が入っていて、脂肪のほうには「の」が入っていないというのちょっと気になります。表示として脂肪は「の」が入らないのですか。

○大野座長 どのような意味合いがあるかですね。

○佐藤委員 非常につまらないことなのでそのままでもよいのですが。

○大野座長 多分「の」を入れると、もう少し縦が長くなってしまふから消したのですかね。その点については部会で消費者の代表の先生がおられるので、そこで1回御意見を伺って反映したほうがいいと思います。

○佐藤委員 穏やかというところは、そちらで議論していただく。

○大野座長 ええ、穏やかにするというのはよろしいと思います。

今、先生方に資料を配付していただきましたけれども、三ツ矢サイダーWのときの表現です。許可表示の表現が、以前のものは「本品は、食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させることで血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事をとりがちな方の食生活の改善に役に立ちます」。これは今回の申請とほとんど同じです。また、「食事の糖の吸収を穏やかにすることで、血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値の気になる方の食生活の改善に役に立ちます」。表現としては若干違うところもございますけれども、ニュアンスとしてはほとんど同じ。これで許可表示について

### 第3 2回新開発食品評価第一調査会 議事録

は特に意見を出さないでよろしいでしょうか。

○山岡委員 一応、前も認めているので。

○大野座長 ちょっと違うところもありますけれども、内容としてはほとんど同じです。

それでは、許可表示については調査会としてはコメントを出さないということでいきたいと思えます。ありがとうございました。

このコメントについては私のところと森川先生、脇先生とあわせてまとめていただけますでしょうか。それを先生方に送って確認していただいて、申請者に出すということでいきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。